

柔道整復（整骨院）（接骨院）の正しいかかり方

※柔道整復（整骨・接骨）の施術には、医療保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。



保険が「使える場合」



保険が「使えない場合」

※急性の外傷性のけがをして、医師や柔道整復師に次のような診断、または判断をされた場合にご使用いただけます。

1. ねんざ



2. 打撲



3. 挫傷（肉離れ）



4. 骨折・脱臼の
応急手当て



※次の場合は医療保険が適用されないため、**全額自己負担**となります。ご注意ください！

1. 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
2. 病院、診療所などで治療中のもの
3. 労災保険が適用となる仕事や通勤途上の負傷（労災保険の適用を申請してください。）
4. 疲労性・慢性的な要因による肩こりや筋肉疲労



施術が長期間にわたる場合は、かかりつけの医師に相談しましょう！

症状の改善が見られない場合、内科的要因（けがではなく、病気による痛みが原因）も考えられますので、かかりつけの医師に相談しましょう。

広域連合（保険者）からのお願い

1. 必ず療養費支給申請書の内容を確認したうえで、署名または押印して下さい。

『療養費支給申請書』は整骨院・接骨院が施術を受けた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。

負傷原因名・日数・金額等をよく確認したうえで、ご自身で署名してください。

2. 施術を受けたときは、必ず領収証をもらいましょう。

整骨院・接骨院には、領収証の無料発行が義務づけられていますので、もらった領収証は保管しておき、広域連合が後日送付する「医療費のお知らせ」の金額や日数と一致するか確認しましょう。

また、領収証は医療費控除を受ける際にも必要となることがありますので、大切に保管してください。

3. 施術内容の調査にご協力ください。

医療費の適正な支払いを行うため、施術を受けられ方に広域連合から文書または電話で、施術内容についてお聞きすることがあります。照会文書が届きましたら、**必ずご自身**で記入いただきますようお願いいたします。



医療費の適正化のため、柔道整復の適切な受療にご協力をお願いいたします。

